病児・病後児保育送迎利用登録申請書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

申請者　　住所
（保護者）　氏名　　印
電話　　－　　－

病児・病後児保育の送迎を利用したいので，次のとおり利用の登録を申請します。
なお，利用料決定のため，児童と同居する親族の住民登録資料及び個人住民税の課税状況を担当職員が確認すること及び送迎を利用するにあたり，裏面の同意書に記載するすべての事項に同意します。

利用児童	児童名		男・女	生年月日	年　月　日
	在籍園名（児童クラブ名）	※在宅児童の場合は，利用できません。			
	送迎利用施設	石丸小児科　・　天山病院			

	（続柄）・保護者氏名	電話番号（携帯電話）	勤務先等名・電話番号
緊急連絡先※	①（　）		勤務先 電話番号　－　－
	②（　）		勤務先 電話番号　－　－
	③（　）		勤務先 電話番号　－　－
	④（　）		勤務先 電話番号　－　－
	⑤（　）		勤務先 電話番号　－　－

※　緊急時に必ず連絡がつく連絡先を１つ以上記入してください。
※　裏面の同意書の内容を必ず確認してください。
※　申請書右上の押印及び裏面の同意書下部の押印が無い場合は，送迎利用を認めません。
※　この登録申請書は、年度末（３月３１日）まで有効です。

病児・病後児保育送迎利用申し込みに関する同意書

1．お迎えに行くのは看護師ですが，児童にとっては面識のない大人です。体調が悪い中，面識のない大人に知らない場所に連れて行かれることは，児童にとって心身への負担が大きいということを十分理解したうえで利用すること。

2．病児・病後児保育送迎の利用対象となる病気は，重症疾患等ではないこと。
（救急車での搬送などの医療とは，明確に異なります。）

3．児童の状況等を確認したうえで，送迎が望ましくないと医師が判断した場合には，送迎を利用できないこと。

4．送迎利用申し込み時に他の者が送迎を利用中であったり，病児・病後児保育送迎を利用しようとする施設（以下「利用施設」という。）の当日の利用状況（定員に達しているなど）により，利用できない又は利用を待つことがあること。

5．児童の送迎のために必要な保育園等から利用施設までのタクシー代を支払うこと。

6．送迎を利用した場合，病児・病後児保育の預かり時間にかかわらず，病児・病後児保育利用料を支払うこと。

7．送迎の途中で病状が急変した場合には，救急病院へ救急搬送すること。また，この場合でも保育園等から搬送先へのタクシー代を支払うこと。

8．利用施設の診察後，病状の説明や検査，治療についての同意を利用施設との電話連絡で行うこと。連絡がとれない場合でも，利用施設が検査，治療を行うこと。

9．診察の結果により，入院加療が必要な場合には，病児・病後児保育は利用できないため，利用施設へ児童を迎えに来ること。

10．病児・病後児保育中に病状の急変等があった場合，電話連絡がとれなかった場合でも，利用施設で治療が行われること。

11．利用施設から必要時に，保護者の緊急連絡先へ電話連絡があること。

12．医師等から，現在服薬中の薬の名称について問い合わせの電話連絡がある場合に伝えること。

13．あらかじめ利用施設が定めた病児・病後児保育利用時間を厳守すること。

病児・病後児保育送迎を利用するにあたり，上記の項目に同意します。

氏名　　印